年齢による昇給抑制の見直しを勝ち取る

第７回 団体交渉

業務職給料表適用者に措置
今後は、適正な賃金水準を区長会に追求

２０２１年賃金確定闘争で継続協議事項となっていた「定年延長に係る60歳以上の賃金水準について」の交渉は、山場とされた７日に区長会から一歩踏み込んだ「最終提案」が示され内容を精査。中央委員会に諮り、粘り強く闘った成果と受け止め到達点として判断してきました。

妥結はしましたが、根本的な問題の解決には至っていません。今後は、適正な賃金水準を追求する闘いへとステージを移行することとなります。引続き、組合員の総力をあげて闘っていきましょう。

	2021年度	2022年度	定年延長制度導入	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
1963年度生まれ	58歳 昇給抑制	59歳 昇給抑制		60歳 8号調整	61歳 7割水準	暫定再任用							
1964年度生まれ	57歳 昇給抑制	58歳 昇給抑制		59歳 8号調整	60歳 昇給抑制	61歳 7割水準	62歳 7割水準	暫定再任用					
1965年度生まれ	56歳 昇給抑制	57歳 昇給抑制		58歳 8号調整	59歳 昇給抑制	60歳 昇給抑制	61歳 7割水準	62歳 7割水準	63歳 7割水準	暫定再任用			
1966年度生まれ	55歳 4号昇給	56歳 昇給抑制		57歳 4号昇給 +4号調整	58歳 昇給抑制	59歳 昇給抑制	60歳 昇給抑制	61歳 7割水準	62歳 7割水準	63歳 7割水準	64歳 7割水準	暫定再任用	
1967年度生まれ以降	54歳 4号昇給	55歳 4号昇給		56歳 4号昇給	57歳 4号昇給	58歳 昇給抑制	59歳 昇給抑制	60歳 昇給抑制	61歳 7割水準	62歳 7割水準	63歳 7割水準	64歳 7割水準	65歳 7割水準

▲昇給抑制の引上げイメージ図

1月21日に開催した第6回団体交渉にて「定年引上げに係る人事・給与制度の改正の修正（案）」が示された以降、断続的に開催した専門委員会交渉や小委員会交渉、また各区要請行動、さらには連日事務折衝を積み重ね組合員の切実な想いを繰り返し強く訴えました。しかし、我われと区長会の主張は平行線を辿り、協議は着地点の見えないまま推移しました。区長会が妥結を求めた7日当日、こう着状態の打開に向け労使の責任者によるトップ会談が設定され、区長会からようやく踏み込んだ考え方が示されました。区長会最終提案は、決して満足のいく回答とはとても言い難いものの、全組合員で闘い抜いた成果であると、中央委員会で受け入れを判断、実力行使は回避することとしました。

今後の取組みについて

本部交渉と支部交渉の両輪で闘った結果として、「年齢による昇給抑制の見直し（案）」が示されました。このことにより、一定の改善は図られたものの、いまだ半数以上の組合員が月例給において再任用賃金を下回ります。今回の見直しは賃金水準の改善ではありませんので、これを解消するには、給料表総体の水準引上げが必要です。

今回の闘争において、我われとしても業務職給料表の給与制度改善には人事委員会の承認が必要なことや、給与条例が行政職給料表と一本化されていることなど、改めて認識することとなりました。これらの事実は一長一短ではありますが、今後に向けて検討していく必要があります。また、区長会が初めて「業務職給料表は高い水準にある」との認識を示しませんでした。これも闘いを積み上げた成果ですが、全国的にみても極めて低水準に置かれている実態を踏まえ、引続き、様々な方策を検討しながら、清掃職員の賃金水準の向上を目指していかなければなりません。

その他の課題としては、統一交渉の妥結を踏まえた各区における運用の扱いも、妥結の際に少しでも制限をかけるなど、工夫しながら慎重に進めていかなければなりません。さらには、昇任資格基準の上限年齢については、定年延長により年齢で昇任機会が奪われる組合員が出ないよう、次年度の協議で解決を図っていかなければなりません。

２０２１賃金確定闘争は、改正法や人事院・人事委員会等の報告により、「60歳以降の賃金水準を7割相当額とする」ことが示され、先に7割で妥結した他団体の状況や年収ベースでは全職員が再任用賃金を上回ること等を前提に「再任用賃金を下回らない対応」を追求した、極めて厳しい闘いとなりました。決して満足のいく結果ではありませんが、初めて四役が各区要請行動に帯同し、当局に圧力をかけられたこと等を含め、組織の総力を挙げ全組合員で取組んだ成果です。

定年延長に係る7割水準の協議で、何かを勝ち取ったのは特別区のみです。厳しい情勢はまだまだ続くことが予想されますが、このことに自信と誇りを持って、適正な賃金水準の確立のため奮闘していきましょう。

引き続き、各支部・組合員のご理解・ご協力をお願いいたします。

（栗澤　紀和）

「定年引上げに係る継続協議」主な妥結内容について

○昇給抑制年齢の引上げについて

令和５年４月１日から、その基準となる年齢を55歳から57歳へと引き上げるとともに、経過措置として見直し前の制度が適用されていた職員に対し号給調整を実施する

※現在２級の45歳から55歳の職員については、再任用賃金の月例給を現行17％しか上回りませんが、この措置を講ずることで、44％まで上回ります。

※また、同様に現在２級の56歳から58歳の職員については、17.6％から28.1％まで上回ります。

○業務職給料表のあり方について

これまでの交渉経過を踏まえ、意見交換や研究を進めていく

○昇任選考受験資格に係る年齢の上限について

我われからの強い見直しの主張を受け入れ協議する

○統一交渉における妥結結果について

わが組合の意見等については、各区に伝えるとともに、今後ともわが組合と真摯に協議を重ねる

せいそう労働者

東京清掃労働組合
千代田区飯田橋3-9-3
ＴＥＬ（3237）9995
1部20円

編集責任
企画・総務局
渡辺　歩

わが組合の綱領

一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。